

区保育室及び定期利用保育事業の廃止に向けた令和2年度以降の取組について

区保育室及び定期利用保育事業（以下「保育室等」という。）の段階的な廃止に向けた取組について、区実行計画（令和元～3年度）における認可保育所の整備計画及び利用状況等を踏まえ、以下のとおり、令和2年度以降の廃止に取り組むこととしたので、報告します。

1 令和2年度以降の取組

(1) 令和2年度の取組

- 令和3年4月以降の「待機児童ゼロ」継続に影響を及ぼさないことを前提とし、令和2年度末に以下の保育室3所を廃止する。なお、荻窪第五については定員充足率が高いことから、当該保育室の廃止に伴い、荻窪第四の1・2歳児の定員を拡充し、一方で利用が低い3歳児以上の定員は廃止する。

保育室名 (運営形態)	定員 (充足率)	在所児の対応	跡地活用等
下井草南 (委託型)	0～2歳児 計24名 (58.3%)	現在の0・1歳児は、保護者の希望に応じて、近隣の認可保育所への優先入所を図る。	民間の建物を賃借しているため、返還する。
善福寺 (直営型)	1～5歳児 計45名 (44.4%)	現在の1歳児は、保護者の希望に応じて、近隣の認可保育所への優先入所を図る。	今後の行政需要を踏まえ、総合的な観点から、別途検討・具体化する。
荻窪第五 (委託型)	1・2歳児 計15名 (86.7%)	現在の1歳児は、保護者の希望に応じて、近隣の保育室への優先入所を図る。	

(2) 令和3年度以降の取組

- 直営型保育室「若杉」を令和6年度末に廃止することを決定済みである。
○また、直営型定期利用保育事業「久我山東」を、令和5年2月の区立久我山東保育園の移転に併せて廃止することを決定済みである。
○なお、他の保育室等については、今後の利用状況等を踏まえ、別途、更なる廃止等を検討・具体化する。

2 スケジュール

令和2年9月 令和2年度末で廃止する保育室（3所）の在所児保護者への説明
10月 「保育施設利用のご案内」等による区民周知
令和3年3月 保育室（3所）の廃止